

保護者 殿

岡山商科大学附属高等学校

出席停止について

本日、お子様が _____ に罹患されたと連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。

なお、回復して登校する時には医師の診断を受け、下記の治癒証明書を学校へご提出くださいますようお願いいたします。

◎学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準は、次のとおりです。

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS）及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ N5N1 を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ・特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・解熱した後3日を経過するまで。 ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・発疹が消失するまで。 ・すべての発疹が痂皮化するまで。 ・主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎	
	風しん	
	水痘	
	咽頭結膜熱	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	バラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	

ただし症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない

(きりとり)

治 癒 証 明 書

総・自 年 組 番 氏名

上記の生徒は、(病名) _____ のために、

令和 年 月 日 より 月 日まで安静加療中だったことを証明します。

<付記>

令和 年 月 日

病院名

医師 氏名

印